

本案件は2021年6月23日に公示しましたが応募がなかったため再公示します。

公 示 日 : 2021年7月21日

調達管理番号 : 21a00360

国 名 : マラウイ

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

調 達 件 名 : マラウイ国市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト終了時  
評価 (評価分析)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021年9月上旬から2021年12月中旬
- (2) 業務 M/M : 現地 0.70M/M、国内 0.50M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数 : 

|      |        |      |
|------|--------|------|
| 準備期間 | 現地業務期間 | 整理期間 |
| 5日   | 21日    | 5日   |

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 8月13日(金) (12時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ
  - 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021年8月26日(木)までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・  
選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
  - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
  - ③ 語学力 16 点
  - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

|           |           |
|-----------|-----------|
| 類似業務経験の分野 | 各種評価調査    |
| 対象国／類似地域  | マラウイ／全途上国 |
| 語学の種類     | 英語        |

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種：黄熱に感染する危険のある国から来る、1 歳以上の渡航者は黄熱予防接種証明書が要求されています。乗り継ぎのため、黄熱に感染する危険のある国の空港に 12 時間以上滞在した渡航者も黄熱予防接種証明書が要求されています。

#### 6. 業務の背景

マラウイ国（以下、マラウイ）において農業セクターは国内総生産（GDP）の約 28%、外貨収入の約 80%を占める基幹産業として位置づけられている。また、総労働人口の約 64.1%が農業に従事しており、同セクターの成長がマラウイの社会・経済の発展を支える原動力として考えられている。

マラウイでは、多くの農家は農地面積が 1ha 以下の小規模農家であり、さらに農村部の人口増加により土地の細分化が進み、一人当たりの農地面積は減少傾向にある。その為、生計向上のためには、単位面積当たりの収益を向上させる必要がある。また、小規模農家は主に自給用にメイズを生産しているが、近年では農村地域においても現金需要が高まっており、収益性の高い作物や市場ニーズに合わせた作物の栽培による収益向上が求められている。

農業・灌漑・水開発省（現農業省）（以下、農業省）は、より実践的な商業的農業に関する普及サービスを提供するため、JICA が 2014 年より開始した「市場志向型農業（以下、「SHEP アプローチ）」の課題別研修（2014 年開始）に研修員として職員を派遣し、その後研修員が作成したアクションプランに基づくパイロット事業を実施してきた。その結果、同省職員の指導力の向上、小規模園芸農家グループによる生産物の協同販売の開始、交渉能力の向上、生産物の品質改善など、生計向上につながる成果がみられた。

上記の背景から、マラウイ国政府は今後同省職員の SHEP アプローチに関する普及サービスを改善していくための能力強化を図るべく、我が国に支援を要請した。これを受けて JICA は、「SHEP アプローチ」に基づきマラウイの現状に適した市場志向型農業アプローチの構築・実践を通じて、小規模園芸農家の生産性・マーケティング能力の強化を図る事を目的とした「市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト（以下、MA-SHEP）」を 2017 年 4 月から 2022 年 4 月まで 5 年間の予定で実施しており、現在 3 名の長期専門家（チーフアドバイザー、業務調整／研修、モニタリング／データ分析）及び 3 名の短期専門家（園芸生産／普及、ビデオ教材作成、ジェンダー主流化）を派遣中である。

今回実施する終了時評価調査は、2022 年 4 月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。また、プロジェクト全体を評価し、成果及び残された課題を確認し提言をまとめる。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1） 国内準備期間（2021 年 9 月上旬～9 月下旬）

- ① 既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 6

基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。

- ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他マラウイ側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を提案する。
- ④ 対処方針会議等に参加するとともに議事録の作成を支援する。

（2） 現地業務期間（2021年10月上旬～10月下旬）

- ① JICA マラウイ事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ マラウイ側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びマラウイ側 C/P 等とともに評価 6 基準の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑥ 調査結果や他団員及びマラウイ側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦ 評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑧ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨ 現地調査結果の JICA マラウイ事務所等への報告に参加する。

（3） 帰国後整理期間（2021年10月下旬～11月中旬）

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
- ② 帰国報告会に出席する。
- ③ 担当分野の終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2021年11月12日までに提出。

次の①～③を電子データにて提出すること。

- ① 評価報告書（英文）
- ② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
- ③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_202103.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf)

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、

日本⇒ドーハ/ドバイ/シンガポール⇒ヨハネスブルグ⇒リロングエ⇒ヨハネスブルグ⇒ドーハ/ドバイ/シンガポール⇒日本を標準とします。ただし、日本⇒アジスアベバ⇒ブランタイヤ⇒リロングエ⇒ブランタイヤ⇒アジスアベバ⇒日本も利用可能とします。

(2) コロナ対策に関連する経費

見積書には PCR 検査代及び隔離期間の待機費用等は計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2021 年 10 月 3 日～10 月 23 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

現時点で、マラウイ入国時の隔離期間はありません。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 業務主任者（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA マラウイ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム（Email: [edga2@jica.go.jp](mailto:edga2@jica.go.jp)）にて配布します。

- ・ PDM、PO（最新版）

- ② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ マラウイ共和国 市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト中間レビュー調査報告書

- <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000043367.html>

- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

- イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マラウイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。
- ⑥ 出国前 72 時間以内に検体を採取した陰性証明書を所持し入国する場合は、14 日間の自己健康観察（自己健康観察期間中は、フェイスマスク着用、ソーシャルディスタンス確保、手指消毒をより徹底することが求められる）となり、自己隔離は求められない。なお、陰性証明書の時間要件は突然変更される可能性があるため、可能な限り出国の 2 日前か前日に検査を受ける事が望ましい。

以上